

CAPS Newsletter

The Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University

No.104 October, 2009

目次

〈アジア太平洋研究センター(CAPS)からのお知らせ〉..... 1	〈CAPS主催 拡大研究会 報告〉
〈報告・共同研究プロジェクト	講演 Dr. Urs. Matthias Zachmann 8
「アジア・政治・アート」成果発表会〉	ツァッハマン准教授 拡大研究会報告
CAPS 特別研究員 重野 純子 2	法学政治学研究科 D3 年 水上 裕史 9
〈ネパール出張報告・「死」の場で生きる子供たち〉	〈2009年度新規プロジェクトの紹介(第1回)〉
CAPS 特別研究員 山上 亜紀 3	アジア太平洋地区の Peer-to-Peer オーバレイ・ネット
〈シリーズ・若者たちのアジア太平洋世界(第2回)〉	ワークでのピア間の信用可能性の研究
フェアトレードが広げる人のつながり	理工学部教授 滝沢 誠
一成蹊フェアフレンズ(SFF)の活動から	CAPS 特別研究員 楊 燕 10
文学部准教授 川村 陶子	〈シリーズ・本を読む〉
文学研究科 M2 年 寺田 恵美	アラン・B・クルーガー『テロの経済学—人はなぜテロリ
文学部 3 年 藤田 華恵 4	ストになるのか』(2008 年 8 月 14 日 東洋経済新報社)
豪州乾燥地を利用した温暖化対策	経済学部教授 中神 康博 12
理工学部助教 菅沼 秀樹 6	東大作『平和構築—アフガン、東ティモールの現場から』
中国におけるメディア・リテラシー教育の発展に向けて	(2009 年 6 月 19 日 岩波書店)
文学研究科 D3 年 宋 斌政 7	CAPS 主任研究員 愛甲 雄一 13
	〈センター活動報告、センター招聘外国人研究員〉 14

アジア太平洋研究センター (CAPS) からのお知らせ

連続映画上映会「アジア太平洋の世界」 —今秋の上映会のお知らせ—

アジア太平洋研究センター (CAPS) では去る 10 月 1 日 (木)、連続映画上映会「アジア太平洋の世界—スクリーンの中の出会い」の第 3 回目として『ザ・カップ—夢のアンテナ』(ブータン・オーストラリア、1999 年)を上映いたしました。さらにこの秋も、以下のような映画を上映して参ります。皆様、どうかふるってご参加下さい (入場無料)。

- ◆第 4 回上映会◆
『未来を写した子どもたち』(2004 年、アメリカ)
日時: 11 月 2 日 (月) 16:30 より開演
会場: 成蹊大学 5 号館 102 教室
講師: 井上貴子氏 (大東文化大学教授)
- ◆第 5 回上映会◆
(第 15 回フランス語圏映画鑑賞の夕べ)
『夏至』(2000 年、ベトナム・フランス)
日時: 12 月 1 日 (火) 18:00 より開演
会場: 成蹊大学 5 号館 102 教室
講師: レ・フォング・グエン・チ氏
(在日ベトナム人)
(本上映会は文学部国際文化学科との共催)

アジア太平洋研究センター叢書 —新刊のご案内—

アジア太平洋研究センター (CAPS) では、共同研究プロジェクトの研究成果をセンター叢書として刊行しております。去る 6 月には、以下の 2 冊が相次いで出版されました。

- ◇2005 年度「アメリカの表象」
共同研究プロジェクト
下河辺美知子編著
『アメリカン・テロル—内なる敵と恐怖の連鎖』
(彩流社、2009 年)



- ◇2006 年度「アジア・政治・アート」
共同研究プロジェクト
李静和編
『残傷の音—「アジア・政治・アート」の未来へ』
(岩波書店、2009 年)

〈報告〉

共同研究プロジェクト「アジア・政治・アート」成果発表会

CAPS 特別研究員 重野 純子

去る7月11日（土）、14時より8号館603号室にて、2006－2008年度の共同研究プロジェクト「アジア・政治・アート」成果発表会が行われた。本発表会は、本プロジェクトの研究成果報告である『残傷の音－「アジア・政治・アート」の未来へ』（6月4日、岩波書店より出版）の出版記念ならびにその成果発信を目的に、本書付属のDVDの上演会および合評会として開催された。

本会には、執筆者の新城郁夫さん（琉球大学）、阿部小涼さん（同）、池内靖子さん（立命館大学）、レベッカ・ジェニスンさん（京都精華大学）、佐藤泉さん（青山学院大学）、矢野久美子さん（フェリス学院大学）、金恵信さん（学習院大学）、文学者の崔真碩さんのほか、本書のDVDで作品を発表されたアーティストの山城知佳子さん、琴仙姫さん、イトー・ターリさん、ピアニストの高橋悠治さん、沖縄県立芸術大学教授で本書の表紙装丁に使用された作品「マグマ01」（2001～2007）の作家でもあるアーティストの宮城明さん、本プロジェクトの交流の場ともなった沖縄の佐喜真美術館の上間かな恵さん、そのほか編集者の岡本由希子さん、そして発行所の岩波書店からもお二方が参加され、それぞれに本プロジェクトに対する思い、またはその感想などを語ってくださった。

時に参加メンバーが、本プロジェクトでの交流を通して得られた感動や喜びなどを語りながら思わず涙を流すシーンもあり、この「アジア・政治・アートの未来」をテーマとするプロジェクトを通



〔成果発表会会場の様子〕

して様々な出会い、交流、そして刺激の交換があったことがその言葉と表情から伝わってきた。本プロジェクトには研究者のみならず、様々なアーティスト、パフォーマーが参加している。彼らの国籍もそしてその表現方法も様々だ。本プロジェクトの研究成果報告『残傷の音－「アジア・政治・アート」の未来へ』の帯にある紹介には、プロジェクトに参加したアーティストたちに関し、「言葉にならない悼みの記憶に応答しようとする多彩な藝術的知性表現の群れ」との表現が用いられている。そうした彼らが集い生まれた本書は、「アジア・政治・アート」を考える新しいアプローチの可能性を提示したといえよう。

この「多彩な」「藝術的知性表現の群れ」という表現にふさわしいプロジェクトの参加メンバーが一堂に会した本会は、成蹊大学の李静和先生の司会のもと、終始なごやかな空気に包まれていた。筆者はその一方で、会の冒頭で上映された映像作品『残傷の音』（丸木位里／丸木俊／高橋悠治／琴仙姫）で使用された映像と音が、静かに、しかし深く重く会場に流れ続けているような気がした。普段は「言葉」を用いて活動する研究者と、音楽、映像、または身体を使ったパフォーマンスを用いて表現するアーティストの交流、という本プロジェクトの示したアプローチの可能性、筆者が感じたあの空気はその一端であったのかもしれない。



〔2006年度共同研究プロジェクト「アジア・政治・アート」の代表、李静和法学部教授〕

〈ネパール出張報告〉

「死」の場で生きる子供たち

—南アジア映画祭上映作品に見るネパールの今と映像をめぐる現状

CAPS 特別研究員 山上 亜紀

ネパールの首都カトマンズに程近い、パタンという町に滞在して3週間ほど経ったころ、ふと目にした新聞から“Film South Asia '09”という文字が飛び込んできた。2009年9月17日から20日までの4日間にわたって開催されるこの映画祭では、インドやパキスタン、ネパールなどの南アジア各国を舞台としたドキュメンタリー映画が放映されるとの記事だった。



〔南アジア映画祭会場前の様子〕

最終日の9月20日、スケジュールも映画の内容も把握しないままに会場に向かうと、入り口にはネパールの人々だけでなく様々な国の人々が集まっていた。映画祭全体で放映される映画の大半はインドを舞台としたものだったが、私が見た映画は運よくネパールを舞台にしたもので、“Children of God”と題されていた。2008年に製作されたこの映画は、韓国人の監督が、カトマンズにあるパシュパティナートと呼ばれるヒンドゥー教寺院で生活する子供たちと、出稼ぎ先から病気になって帰国し、パシュパティナート寺院内にある病院に入院している男性を対照的に取り上げたものである。

パシュパティナート寺院は、カトマンズ盆地を縦断して流れるバグマティ川沿いに建てられたヒンドゥー教寺院であり、火葬場でもある。人々は、死者をパシュパティナート寺院へ運び、バグマ

ティ川沿いに設けられた火葬場で死者に火をつけ、死者の灰を川へ流す。同時に、死者が身につけていた衣服なども、聖なるバグマティ川へ返す。そんな「死」の場であるパシュパティナート寺院で生活する子供たちは、川へ流された死者の衣服を拾い、それを売って生計を立てている。参拝者がバグマティ川へ投げ入れた貨幣を拾い、そのお金で食を得る。死者へ捧げた供物は、そのまま彼らの胃の中に納まっていく。時には歌い、時には踊る。そこには貧しさという言葉はそぐわない。たくましく、したたかに生きる子供たちの姿がそこにある。

そんな子供たちの姿とは対照的に描かれているのが、ドバイに出稼ぎに行き、重い病気になって帰国したひとりの男性である。寝たきりで言葉もろくに発することのできない彼を介護する母親は、自分より先に死へ向かう息子の姿を嘆く。裕福な生活を夢見てドバイへ渡った彼であったが、金銭と引き換えに奪われたものは大きい。

貧しさとは、幸福とは何なのか。厳しい生活環境の中で困難を笑い飛ばす子供たちと、裕福な生活を夢見てドバイへ渡り、寝たきりになった男性とそれを嘆く母親の姿を見て、改めて問い直してみた。

映画自体にも感銘を受けたが、それにも増して新鮮だったのが、満員御礼の会場だった。歌って踊る南アジアの娯楽映画だけでなく、このようなドキュメンタリー映画に興味を持つ人々が多いことは、私にとってちょっとした驚きだった。この映画祭の直後には、ネパールに住む諸民族に関する映像アーカイブを作成している、Indigenous Film Archiveというオフィスを訪れる機会にも恵まれ、活動内容などを聞くことができた。彼らは自ら映画を製作すると共に、撮影や映画製作に関する教育も行っているという（詳しくは、Indigenous Film Archiveのホームページ <http://www.ifanepal.org.np/> を参照）。

われわれ外部の人間が見落としがちなこと、そもそも見られないものが多々ある中で、映像は、その間隙を埋め合わせる可能性を秘めているように思える。同時に、その地に生きる人々が映像を残すことによって、彼ら自身が気づくこともあるだろう。映像が映し出す明日に、今後も注目したい。

シリーズ〈若者たちのアジア太平洋世界〉(第2回)

今年度の『CAPS Newsletter』では、成蹊大学所属の若手研究者・大学院生・学部生などによるアジア太平洋世界の研究、あるいは同地域を舞台にした活動などを、年間を通じて紹介していきます。

2回目となる今回は、前回ご紹介した「国際協力サークルM.I.X.」と並んで活発な国際協力活動続ける学部生主体の団体「成蹊フェアフレンズ(SFF)」、並びにアジア太平洋地域をフィールドに研究を進める2名の若手研究者の方に、ご登場をお願いしました。まず学園の内外でヴァイタリティ豊かにフェアトレード促進の活動を展開する「成蹊フェアフレンズ」(p.4~5)については、その設立に深く携わった文学部の川村陶子先生、および同団体の活動を力強く推進している大学院生の寺田恵美さん・学部生の藤田華恵さんに、その活動の様子などを語っていただきました。一方、オーストラリアの乾燥地で地球温暖化対策のための植林活動に関する研究を続ける理工学部助教の菅沼秀樹先生(p.6)、中国からの留学生で、母国におけるメディア・リテラシー教育発展の道筋を探る大学院生・宋斌政さん(p.7)のお2人には、各々が進めている研究の一端をご説明いただいています。

成蹊大学のような必ずしも大規模とは言えない大学でもアジア太平洋世界に対する関心は若者たちの間で着実に根付き、また広がりつつあることを、これらの記事から読み取っていただけるのではないのでしょうか。

フェアトレードが広げる人のつながり—成蹊フェアフレンズ(SFF)の活動から

文学部 准教授 川村 陶子

文学研究科 社会文化論専攻 博士前期課程2年 寺田 恵美

文学部 国際文化学科3年 藤田 華恵

CAPS Newsletter 前号には、国際協力サークルM.I.X.の活動が掲載されました。今回はM.I.X.から派生した学生有志団体、成蹊フェアフレンズ(以下SFF)の活動をご紹介します。フェアトレード普及を通じ、現役学生のみならず、卒業生や学園教職員、そして地域の方々がつながっていくという展開は、設立にかかわった私にとっても嬉しい驚きでした。

フェアトレードは、CSR(企業の社会的貢献)やソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)への関心の高まりとも相まって、近年その意義が認知されています。フェアトレードが社会的・経済的公正の実現に寄与するかについてはさまざまな意見がありますが、世界のことを考え、社会とのつながりを求める活動を、大学で学生自身が行うことには大きな意味があると思います。学生代表による報告から、SFFが紡ぎ出す「人のつながり」を感じていただければ幸いです。

(文責・川村 陶子)

The Story of Seikei Fair Friends

SFFは、多くの方にフェアトレードを知ってもらうことを目的として2007年に誕生しました。フェアトレードとは「とくに途上国の弱い立場にある生産者に、労働に見合った報酬を支払うことで長期的な生活向上を支援する貿易」です。フェアトレード製品はその購入が国際協力に通じるだけでなく、どこでどんな人がつくったのかという情報を得られる

ため、世界とのつながりやモノのありがたみを感じる機会を与えてくれます。「世界の問題に関心を持ち、改善しようとする人を増やしたい」「こんな素敵なものを多くの人に伝えたい」そんな思いで活動を始めました。

始まりは、国際協力サークルM.I.X.でフェアトレードへの関心が高まったことでした。フェアトレード学生ネットワーク(通称FTSN)のイベントへ行き、他大学から情報を集めました。そして櫛祭でフェアトレードコーヒーを出したのが、学内最初の活動です。その後何名かの学生が立ち上がり、環境サークルにも呼びかけてメンバーを集め、SFFを結成しました。M.I.X.



〔ブックセンター内のフェアトレード商品陳列ワゴン〕

の顧問でもある文学部の川村先生や竹内先生もバックアップしてくださり、大変心強くスタートしました。

当初の目標は、学内の売店にフェアトレード商品を導入することでした。学生がフェアトレードを身近に感じ、実際に購入できる場所を設けたかったのです。しかし、なかなか周囲の理解を得られなかったため、学内でフェアトレードを知ってもらおう働きかけを始めました。フェアトレードを分かりやすく解説したパンフレットを作成し、お金を出し合っただけでフェアトレードコーヒーの試飲会を開きました。中庭にテントを立て、150杯のコーヒーを配りながら一人一人にフェアトレードの説明を行いました。予想以上に多くの方が足を止めてくださり、「へえ〜」と興味を持ってくれる学生も少なくなく、先生方からも激励の言葉をいただきました。そういった反応が私たちのさらなるやる気につながりました。

2007年度後期には大学の社会活動支援奨学金を受給し、活動の幅を広げることができました。教職員向けコーヒー試飲会、ネパールを支援するフェアトレード団体の方を招いた公開勉強会、手作りの教案や教材による成蹊小学校での出張授業、武蔵野市のイベントへの参加などです。とくに印象深いのは、学内でバレンタインにフェアトレードチョコを販売した活動です。通常は樺祭のとき以外、学生は学内で物品を販売できないのですが、関係部署に足を運んで趣旨を説明し、学長のお力添えもいただいて企画を実現しました。

そして活動開始から約一年後、学内での認知度を高め、数々のアンケートで学生の声を集めた結果、ブックセンターへのフェアトレード商品導入が実現しました。2008年度はブックセンターのPR活動のほか、武蔵野東小学校での授業、映画「おいしいコーヒーの真実」上映会、ディベート大会など、学内外でより深くフェアトレードを学ぶ機会を作りました。

そして今年3月、「パレスチナ・オリーブオイルの話聞こう」という催しを西荻窪のレストラン「ラ・パスタ・デルソーレ」で開きました。きっかけはコーヒー試飲会に参加された学園職員の方から、ご家族の経営するお店で企画ができないかという提案を受けたことです。オーナーシェフの山田さんが、フェアトレードとSFFの活動に理解と関心を

示してくださったことがこの会の実現につながりました。

山田さんと話し合った結果、「パレスチナ・オリーブ」(<http://www.paleoli.org/>) 代表の皆川万葉さんをお招きすることになりました。皆川さんは仙台を拠点に、パレスチナで生産されるフェアトレードのオリーブ製品を日本に紹介されています。パレスチナという紛争のイメージが強いのですが、実は有数のオリーブ生産地で、良質なオイルや石鹸が作られているのです。

皆川さんは私たちの依頼を快く引き受けてくださり、当日はるばる仙台から駆け付け、ご自身で撮影した写真を交えて興味深いお話をたくさんしてくださいました。日本の消費者が求める基準で商品を作る難しさや、現地での訓練の大変さ。石鹸職人さんが、満足のいく商品が作れたときにその石鹸を枕の下に入れて眠るのだと言っていた、と語る皆川さんもまた幸せそうで、職人さんの気持ちが伝わってきました。現地訪問時に多くの検問を通ったという話

からは、商品が日本に届くまでの長い道のりが目に浮かびました。

皆川さんのお話から、フェアトレード製品は良質で生産者の顔が見えるものだと実感しました。宣伝の甲斐もあって関係者以外に一般の方5名の参加があり、いろいろな会話を交えながらの、和やかで楽しい会となりました。山田さんが作ってくださったパンとピザにパレスチナのオリーブオイルとザータル（ハーブ

ミックス）をつけて食べ、フェアトレードのコーヒーを飲みながらお話を聞くという素敵な時間を共有しました。

今回のイベントで、成蹊の外の方々にフェアトレードを伝えられたことは大きな成果でした。今後のSFFの活動の方向性も見えてきました。現在は学内だけでなく、もっと地域の人たちにも働きかけていきたいという思いが強くなっています。学外で情報発信の場を設けることも検討中です。

イベントが行われた後、会場のレストラン「デルソーレ」ではパレスチナ・オリーブのオイルと石鹸の販売が始まり、食後に出すコーヒーもフェアトレード製品になったそうです。私たちの活動がきっかけとなってフェアトレードの輪が少しずつ広がっていることに、いま大きな喜びを感じています。

（文責・寺田 恵美、藤田 華恵）



レストラン「ラ・パスタ・デルソーレ」
におけるイベントの様子

豪州乾燥地を利用した温暖化対策

理工学部 物質生命理工学科 助教 菅沼 秀樹

喫緊の世界的問題である地球温暖化対策に世界中が取り組んでおり(例:IPCC, UNFCCC)、様々な方法が提案されている。その中で大気中のCO₂回収策として、陸域を利用した植林がある。植林によるCO₂回収策は、回収に必要な追加的エネルギー投入量が少なくて済む点にメリットがあり、植林によって固定された炭素量の大半が実質的なCO₂回収量に計上できる。また海外での植林は、京都議定書の排出権取引システムを活用して、我が国の温暖化ガス排出削減枠に組み込むことが可能である。万が一温暖化が周期的な気候変動もしくは一時的の異常気象であったとしても、緑化された環境を観光資源や農業資源として転用可能であるほか、植林された樹木からバイオマス由来のエネルギー生産が可能であるため、植林は多面的な効果をもつ対策である。

植林によるCO₂回収は、速度が遅く密度が低いいため必然的に大規模な面積が必要となる。植林の効率が高い地域は、樹木の成長が速い熱帯・温帯地域になるが、これらの地域は他産業との競合、特に食糧生産との土地利用競合が起きてしまうため、温暖化対策として利用するには現実的ではない。そこで、乾燥地に環境改善処理を施して植林すれば、他産業との競合も少なく、大規模な植林事業の展開が可能と考えられた。

そこで注目されたのが、環太平洋地域の先進国でありながら約360万km²(国土の約47%)の沙漠を有するオーストラリアである。このオーストラリアの乾燥地を利用した植林実験が、1999年から実施されてきた(現在、本学理工学部の小島紀徳教授が研究グループ代表者)。私は2001年からこの研究に関わり、大学院生→ポスドク→本学助教と9年間研究を続けてきた。この研究グループに関わる以前は漠然と砂漠緑化に興味があるだけであったが、緑化は京都議定書のシステムを利用すれば温暖化対策となり、それが地球規模で貢献するという点に、研究の高いモチベーションを得た。

この研究グループの中での私の役割は、リモートセンシング技術を利用して、植林による炭素固



〔植樹後10年目の植林区画〕

定効果を予測することである。UNFCCC(気候変動枠組条約)のCDM/JI委員会によると、植林による炭素固定量を排出権取引として計上するには、5種の炭素プール(地上部バイオマス、地下部バイオマス、リター、枯死木、土壤炭素)における、植林後の炭素変化量、ベースライン(植林非実施時の炭素変化量)、リーケージ(植林実施に伴う副次的な炭素排出)を明記しなくてはならない。私はこの中で直接地上部・地下部バイオマスの炭素変化量を求める手法と、共同研究者とその他3種の炭素変化量を求める手法の研究をしている。

年間2ヶ月ほどオーストラリアでフィールドワークを行い、1回のフィールドワークは2～3週間の長期にわたる。西オーストラリア州の州都Perthから第二の都市Kalgoorlieに飛び、その後陸路で約300kmのところにある調査対象地Sturt Meadows(28°53'S, 121°45'E)に入る。ここでは自然環境や植林地のモニタリングを、観測機器や手作業で行っている。夏場には48℃を記録したこともあるほど過酷な調査環境である。冬は0度近くまで気温が下がるが、日中に30度近くになることもある。宿泊場所を借りている住人(粗放的な放牧を営む)以外人がいない対象地で、まるでキャンプをするかのように5～10人のチームで調査を実施する。日本に帰国後は、汎用ソフトや専用ソフトを使ってデータを解析したり、分析機器を使用してサンプルの分析に努める日々を送る。もちろん、学生やポスドクと作業分担して進めるため、大学でもチームで行動しているような形であり、研究に活気が出て非常に楽しい。また、研究者同士も数ヶ月に一度集まって会議を行い、計画を立てたりデータの検討をしたりしている。

オーストラリアの乾燥地植林はあと数段階で実現化にこぎつけそうな状況であるが、最後の壁が最難関であるため、今後も継続的な研究を続けていくつもりである。近い将来オーストラリアでの植林が成功し、他の環太平洋地域へと波及する日が来ることを夢見ている。



〔調査地のユーカリ林にて(写真中央は菅沼助教)〕

中国におけるメディア・リテラシー教育の発展に向けて

文学研究科 社会文化論専攻 博士後期課程3年 宋 斌政

ニュースは「現実」を伝えるもの。長い間、私はそう信じてきました。

ところが、自分が放送局に入りビデオカメラで取材するようになると、それはとんでもない間違いだということに気がつきました。取材先をどこにするか、映像のどの部分をどう使うかを変えるだけで、「現実」を変えることは簡単にできます。こうした職場に身を置くうちに、視点を変えて「現実」を眺めてみるという手法や、複眼でものをとらえる習慣を自然と身に付けていったように思います。

その後、留学した東京学芸大学大学院で「ニュースが伝える『現実』とはなんだろう」というかねてからの疑問にびたりとくる答えにめぐりあいました。「現代ニュース論」というゼミでは、異なる媒体が同じ出来事をどういうふうに報道するのかを分析する課題が与えられるなど、まさに私がそれまで考えてきたニュースの性質を体系的に学ぶ格好の場となりました。新聞・雑誌記事やテレビ・ラジオ番組の比較分析作業を積み上げることで、ニュースというものはその媒体が持つ特性、メディアのイデオロギー、国情、地域性、視聴読者層、記者の好み、商業的な判断などさまざまな要素によって構成されるもので、決してひとつの「真実」が存在するわけではないことがわかるようになりました。それはまさに、メディア・リテラシーの理論の原点でもあったのです。

メディア・リテラシーとは一言で言えば、メディアが構成する「現実」をクリティカルに分析するとともに、メディアを使って表現していく能力のことです。

この10数年間、中国のマスメディアは大きな変化を遂げてきました。かつての政府の「代弁者」から「完全なる企業」へと移行しつつあります。こうした動きに伴って、中国では人々が官製ニュース以外の情報に接する機会が確実に増え、多種多様なニュースチャンネルを通して、自国のものだけでなく世界の様々な情報をキャッチすることができるようになりました。さらにICT産業の発展及び情報化プロジェクトの推進は大きな威力を発揮し、情報送受信、情報処理、情報蓄積の相互融合を進めることによって、中国の情報環境にかつてない大きな変容をもたらしています。こうした新しい変動が社会生活に浸透することにもない、人々の情報利用のパターンは大きな影響を受け、自分の意思で選択できる主体的・能動的な行動範囲が広がり、一言で言えば、情報文化空間に画期的な変化がもたらされています。

このような状況の中で、市民のメディア・リテラシー研究が注目されつつあります。私は2005年11月と2006年9月に北京、上海で現地調査を行い、その前後の文献調査に基づいて修士論文「中国のメディア環境とメディア・リテラシー教育」を執筆しました。中国において、メディア・リテラシー教育に対する関心の高まりはあるものの、国家レベルで積極的に進められているわけではありません。とりわけ政策立案者はこの領域に対して、時折肩

入れする兆候を見せるにもかかわらず、いまだにその基本的な目的と方法について、十分に情報を得ているようには思われません。

いうまでもなく中国は政府と党の強力な指導体制のもとにあります。グローバル化が進む中で情報環境の変化がうねりとなって、その体制を乗り越えようとしています。とすれば当局の抑制が専行しがちな現状に対して、中国のメディア・リテラシー教育を確立したい、そのために理論的に首尾一貫した実践可能なメディア・リテラシー教育の基礎を構築したい、というのが私の研究眼目です。

昨今の日本でもメディア・リテラシーの研究は盛んで、私はFCTメディア・リテラシー研究所に所属して、東京大学大学院情報学環メル・プラッツなどの研究会と研修会に参加し、積極的に日本の新しい研究成果を吸収しています。また、中国の北京大学、復旦大学、台湾政治大学のメディア研究者との連携を取りながら、中国のメディア・リテラシー教育の現状調査、メディア・リテラシー教育カリキュラム開発などにも取り組んでいます。さらに私は目下、メディア・リテラシー研究で数々の業績を残した故鈴木みどり先生の著書の中国訳も手がけています。



「東京大学大学院情報学環メル・プラッツ」での研究会に参加した時の宋斌政氏（右）

私は将来、中国に戻って大学の研究者になることを志望していますが、あわせて中国の放送局にも関与して、日中両国の相互理解友好促進の番組作りにもかかわっていきたく希望しています。

主な実績に、論文「インターネットが従来のマスメディア理論に与える影響」『渤海大学学报』(2000年12月)、「WTO加盟後、中国のマスメディアが直面する挑戦」『新聞業務』(2001年5月)、「中国东北地区大学生媒体素養調査」『成蹊大学人文研究第17号』(2009年3月)；調査報告『『遼西商報』の購読者調査』(2000年11月)、「中国における大学生の媒体素養に関する研究——9大学の大学生に対する調査の結果から」(2009年8月)；学会における研究報告「中国ニュース番組の映像分析」日中学生会議(2001年8月)、「中国のマスメディア変容とICT革命」FCTメディア・リテラシー研究所(2008年1月)、「中国における大学生の媒体素養に関する研究——9大学の大学生に対する調査の結果から」FCTメディア・リテラシー研究所(2009年6月)。

CAPS 主催 拡大研究会 報告

講演：International Legal Discourse in Modern Japan: With Special Emphasis on Japanese Attitudes toward War and Self-defense during the Interwar Period, 1919-1937
Dr. Urs Matthias Zachmann (ドイツ・ミュンヘン大学 文化学部日本学科 准教授)

Limiting war - or at least mitigating its devastating effects - has long been one of the primary objectives of international law. Thus, war, self-defense and peaceful conflict resolution constitute one of the core issues of international legal discourse. The studies of international law in Japan since the Meiji period form no exception to this rule. In fact, it has been suggested that the very beginnings of international legal studies in Japan as an independent academic subject were closely linked with war: As it is well known, Japanese international lawyers during the Sino-Japanese War (1894/95) and the Russo-Japanese War (1904/5) went with the troops as legal advisers, in order to



〔講演中の Zachmann 博士〕

ensure strict compliance with the international legal standards that applied to warfare and thereby to prove that Japan already was a “civilized country”, fit to join the ranks of the great powers on an equal basis. Toward the same end, the Japanese Society of International Law (*Kokusaihō gakkai*) was established in 1897 (nine years prior to the American counterpart) in order to study the legal implications of Japan’s newly acquired status as the leading power in East Asia.

In 1914, Japan joined the First World War, although from a Japanese point of view it was more a “European war” than a global conflict. Moreover, Japan’s actions in the war were limited to the occupation of the former German possessions in Shandong and Micronesia. Nonetheless, Japan joined the Paris Peace Conference in 1919 as one

of the victorious powers. However, much in contrast with many representatives of Western countries, Japanese international lawyers (as well as the political leaders) generally viewed the new developments in international politics and international legal discourse with wariness and skepticism right from the start. Thus, it is well known that Japan only reluctantly followed the American lead to found the League of Nations, although when Japan *did* join the League of Nations as a founding member and permanent member of the Council, it performed its role quite conscientiously while the membership lasted.

This reluctance is even more striking in the so-called “outlawry of war” (*sensō ihō-ka*), which is often seen as the critical turning point that divides the “classical” phase of international law from our contemporary law: Although Japan was a signatory power to the so-called Kellogg-Briand Pact of 1928 (*Fusen jōyaku*), which outlawed war as an “instrument of national policy”, Japanese political leaders accepted the Pact only upon the tacit understanding that the outlawry of war would still not prevent Japan from rightfully defending its “special interests” in Manchuria and Mongolia. In this, the Japanese leaders modeled their views on the British position, which had expressed similar reservations for “certain regions” of paramount strategic interest to the British Empire. However, Japanese international lawyers went even further and declared the effect of the Pact as almost non-existent. Thus, Japan’s most influential international lawyer Tachi Sakutarō’s, for example, in various treatises on war between 1917 and 1944, invariably adhered to the classical non-discriminatory concept of war and rejected the notion that the legality of war could be decided on the basis of its aims and origins. Likewise, Taoka Ryōichi rejected the outlawry of war as something legally impossible as long as there was no “substitute” which enabled a country to pursue its interests effectively and peacefully. Thus, the argumentative and legal foundations of the Manchurian Incident of 1931 and the subsequent escalation in 1937 had been laid already earlier during the interwar period.

ツァッハマン准教授 拡大研究会報告

法学政治学研究科 政治学専攻 博士後期課程3年 水上 裕史

秋気が感じられるようになった9月17日の夕刻、ドイツ・ミュンヘン大学文化学部日本学科准教授であるウルス・マティアス・ツァッハマン（Urs Matthias Zachmann）氏をお招きしたアジア太平洋研究センター主催拡大研究会が開催された。研究会は突然の開催決定と夏期休暇中に行われたにもかかわらず、多くの参加者を集め、活発な議論が交わされた。以下、その内容を僭越ながら紹介したい。

ツァッハマン氏は今回、アジア太平洋研究センター客員研究員として教授資格取得論文執筆準備のために約1カ月間滞在された。論文のテーマは「日本戦間期・戦後期における戦争・自衛・紛争解決についての国際法思想の形成と発展、1919-1960年」であり、本研究会ではその一部をなす「近代日本における国際法思想の変化―主に戦間期における戦争と自衛観を中心にして」をタイトルとして報告された。

これまで国際法思想及び国際法は第一次世界大戦と第二次世界大戦の戦間期が大きな「転換期」としてとらえられてきた。すなわち、それは戦間期においてそれまで適用されていた「古典的な」国際法がその効力を失い、「現代的な」国際法が台頭してきたと論理づけられることによる。その際、「古典的」と「現代的」を区別する重要な点は、戦争と自衛に対する態度の違い、すなわち「戦争違法化」であった。しかし、ツァッハマン氏はこうした通説に疑問を投げかける。欧米の事例を別にして、日本ではそのような意味で戦間期を「転換期」といえるのだろうか。「国際法の転換期」という内容的概念は、あくまでもいわゆる「ヨーロッパ中心主義的概念」なのではないか、というのがツァッハマン氏の主張の1つである。加えて、日本の文脈では満州事変がその主要な転換期とされるが、政治的には重要な影響があった一方、国際法の枠組みをみると、その論理的基礎付けはすでに1920年代に与えられていたのではないだろうか、と主張する。

より詳しく言えば、近代日本では日清・日露戦争及び第一次大戦を通じた領土・特権及び欧米列強からの「プレステージ」獲得といった経験を受けて、戦争が比較的肯定的にとらえられてきた。こうした傾向は第一次世界大戦後も続き、その後の新しい国際秩序の発展（＝国際連盟創設）及び国際法の発展（＝不戦条約）においても、日本はその両者に加盟・批准する一方、それらは日本の将来の発展を束縛するもの、さらにとりわけ不戦条約は欠陥が多いものとして批判的な見方が大勢であった。それゆえ、満州事変においてもこうした日本の国

際法思想には変化があまり現れなかったし、1917年に国際法学者である立作太郎が主張したような、戦争の正当性と不（非）正当性の区別の不可能性の論理が続いているとして、日本における戦間期、また満州事変が国際法の「転換期」であるとする議論に一石を投じ、日本の国際法思想の本当の「転換期」は敗戦後ではなかろうか、とツァッハマン氏は結論付けた。

その後、参加者との質疑応答が行われ、白熱した議論が交わされたが、紙面の都合上すべての論点を紹介できず残念であるが、筆者の考えによれば、それらは大きく2つに分けられると思う。1つは発表の大きな核をなす「転換期」の概念についてであり、例えば、日清・日露戦争及び第一次世界大戦において国際法遵守義務を宣言する一方、太平洋戦争は宣言しなかったという点で「転換期」ともいえる



〔拡大研究会の様子〕

のではないかと議論が起きた。他方は不戦条約と日本国憲法第9条との関連であり、それらの類似性と相違性が議論された。

時間の都合上、研究会は熱気が冷めやらぬまま終了となってしまったが、その後の食事会でも引き続き熱い議論が交わされたのは言うまでもない。それはもちろんツァッハマン氏の報告が参加者に強い知的関心を呼び起こしたのと同時に、参加者が意欲的に議論にコミットした成果である。また、敗戦国であるドイツと日本の研究者が、悲劇的な戦争を導くこととなった戦間期の時代背景（しかし、分析対象を日本の国際法学者の文献に主に依拠しているため、それで十分だろうか、という質疑も出た）を議論したことも本研究会の意義といえるであろう。最後に、私のような門外漢であってもこうした知的交流の場に酔いしれることができたのも、ツァッハマン氏と参加者だけでなく、研究会を開催していただいたアジア太平洋研究センターの尽力のおかげである。記して謝意を示したい。

2009 年度新規プロジェクトの紹介（第 1 回）

アジア太平洋研究センター（CAPS）の活動の中心である研究プロジェクトには、2009 年度、3 年目を迎えた「デモクラシーとナショナリズム研究」（代表・加藤節法学部教授）並びに 2 年目となる「社会的不平等の調査研究」（代表・小林盾文学部准教授）・「植林・バイオマス研究」（代表・小島紀徳理工学部教授）・「ロマン主義研究」（代表・瀬戸一夫法学部教授）・「アメリカと暴力研究」（代表・権田建二文学部准教授）の 5 件に加え、新たに共同研究プロジェクト（3 年間）2 件、パイロット・プロジェクト（1 年間）2 件が加わりました。

『CAPS Newsletter』では本号（No.104）から 3 回に渡り、新規の研究プロジェクトを順に紹介していきます。今回ここにご紹介するのは、理工学部情報科学科の滝沢誠教授が代表を務め、センター所属の特別研究員・楊燕博士がそのメンバーに名を連ねる「P2P オーバレイ・ネットワーク」共同研究プロジェクトです。

〈2009 年度共同研究プロジェクト〉

アジア太平洋地区の Peer-to-peer（P2P）オーバレイ・ネットワーク でのピア間の信用可能性の研究

理工学部 情報科学科 教授 滝沢 誠、CAPS 特別研究員 楊 燕

これまでの情報システムでは、サーバ・コンピュータを中心に複数のクライアント・コンピュータが接続されたクライアント・サーバ・モデルが主に利用されてきている。これに対して、各コンピュータが他のコンピュータからサービスを受けるとともに、自分の持つ情報等のサービスを対等の立場で自律的に提供する Peer-to-peer（P2P）オーバレイ・ネットワークモデルが普及してきており、今後の情報システムの中心となってきている。SNS（social network service）等の新しい応用も、P2P モデルに基づいてきている。P2P オーバレイ・ネットワークのモデルは、有線、無線等の種々のネットワークにより相互接続された対等な（peer）プロセスからなり、大規模性（scalable）、自律性（autonomous）、不特定性（anonymous）等の特徴としている。コンピュータ内で動作するプログラムをプロセスといい、プロセスがシステム内の処理単位となる。対等なプロセスをピアという。P2P モデルは、これまでのサーバ・クライアント型の情報システムと異なり、集中コントローラの存在しない完全分散型である。従って、各ピアは、自分自身が他のピアと通信を行ないながら、ネットワーク全体の情報、例えば必要とする目標オブジェクトの所在情報を獲得せねばならない。各ピアが直接に通信を行なえるピアを知人ピア（acquaintance）という。各ピアは、知人ピアから、必要とするオブジェクト（データベース等の計算資源）の所在、アクセス権（パスワード等）等の情報を得ねばならない。P2P モデルでは、各ピアは停止障害のみならず誤動作等のビザンティン障害を含めた様々な故障を起こし、また保持している情報が古い等の理由により、誤った情報を知人ピアに与える可能性がある。このため、

各ピアが、知人ピアをどのように信用できるかを判定することが最も重要な課題の一つとなる。ピアが知人ピアを獲得し信用可能性を判定していく過程は、人間社会の人間関係の形成過程に類似しており、文化、社会によりその過程は異なっている。本研究では、特にアジア地区での研究者により、ピア間の信用可能性の形成過程を考察し、定式化を行い、具体的なピア間プロトコルを設計し、プロトタイプを実装し評価することを目的としている。

P2P モデルでは、これまでに、必要な目標オブジェクト（ファイル等）を発見するためのアルゴリズムとして、拡散（flooding）方式、DHT（distributed hash table）方式が多くの研究者により議論されてきている。これらの研究では、大規模な P2P オーバレイ・ネットワーク内のオブジェクトをいかに有効に



〔イギリス・ブラッドフォードで行われた国際会議 AINA 2009 のレセプションに参加中の滝沢教授（後列）と楊研究員（前列左から 2 番目）。23 年前、教授は本会議の設立に尽力された。〕

発見するかの議論だけがされてきた。しかし、オブジェクトが発見されても、そのアクセス権(または permission)を委譲されなければ操作を行えない。また、ピア間での知人関係も議論されていない。このために、本研究では、以下の点を新たに議論している。

1. 目標オブジェクトを見つけるだけでなく、この目標オブジェクトを操作できるかどうかのアクセス権(パーミッション)が委譲されているかどうかを考慮した発見方法。
2. ピア間の知人関係の形成論と、信用可能性(trustworthiness)。

目標オブジェクトの所在を見つけるとともに、このオブジェクトに対して必要な操作を行なえるピア(これを surrogate ピアという)を見つけねば実際のオブジェクト操作を行えない。さらに重要な点として、ピア間での情報の共有方法として、知人ピア(acquaintance)を考え、ピアがその知人ピアをどのように信用できるかを、種々の故障、情報の新鮮度等により決定する方式を議論している。このために、完全分散型のP2Pネットワーク・モデルは、人間社会の個人間の人間関係のモデルと考えている点が特徴である。ネットワークでは、これまでTCP/IPに代表される通信プロトコルが考案され標準化されコンピュータ間で広く利用されてきている。ネットワーク応用が高度になりユービキタス社会実現が課題となっている今日では、より人間指向のシステムが求められている。特に、世界中のコンピュータのみならず、家電製品、車載情報機器、携帯電話、センサー等の種々のかつ膨大な数の情報機器が相互接続された情報システムの新しい構成論が求められている。自律的な人間の振る舞いを定式化し具体化することにより、各ピアが信用可能な知人ピアを獲得しながら、システム内の必要な情報を発

見し操作する方式を求めようとする方法論が新規なものであり、今後の情報システムの構成論を与えるものとして有用である。

ピア間の信用可能性を議論するとき、人間間で信用関係をどのように樹立するかを考察し、この考察をもとにピア間のプロトコルを設計、実装する方法論を取ろうとしている。人間間での信用可能性は、文化に依存している面が強い。欧米社会では、



〔アメリカ・インディアナポリスで行われた国際会議NBIS 2009にて、A Min Tjoa 教授に感謝状を手渡す滝沢教授(左)〕

「不信」を出発点として、かつ自己主張を基本としている。これに対して、日本では、「信頼」を出発点とし、他人との「協調」を基本とする。本研究では、日本を含めたアジア地区の研究者との共同プロジェクトにより、ピア間の信用可能性の定義と、その確立方法について議論を行ない、具体的なピア間プロトコルを設計し、実装し、評価を行なっている。本研究により、大規模分散システムとしてのP2Pシステムで最も重要な課題となるピア間の信用可能性を決定する方式を明確にし、評価を行いその有効性を示すことができる。

2009 年度共同研究プロジェクト 中間報告会開催のお知らせ

アジア太平洋研究センター(CAPS)ではこの秋、今年度2年目を迎えた共同研究プロジェクトの中間報告会を開催致します。各プロジェクトの研究内容・進捗状況などについて関心のある方、本学専任教員で来年度以降に同プロジェクトへの申し込みを考えている方など、どなたでも自由にご参加いただけます(一部参加も可)。詳しくは、センター(内線3549)までお問い合わせください。

<日時>	<プログラム(予定)>
11月5日(木)	13:30～13:40 センター所長(亀嶋庸一教授)挨拶
13:30～	13:40～14:20 「アメリカと暴力研究」プロジェクト(代表:権田建二 文学部准教授)
<場所>	14:30～15:10 「ロマン主義研究」プロジェクト(代表:瀬戸一夫 法学部教授)
10号館2階	15:20～16:00 「社会的不平等の調査研究」プロジェクト(代表:小林盾 文学部准教授)
大会議室	16:10～16:50 「植林・バイオマス研究」プロジェクト(代表:小島紀徳 理工学部教授)
	(以後、質疑応答時間)

シリーズ〈本を読む〉

アラン・B・クルーガー（藪下史郎訳）『テロの経済学——人はなぜテロリストになるのか』

（2008年8月14日発行 東洋経済新報社）

経済学部 教授 中神 康博

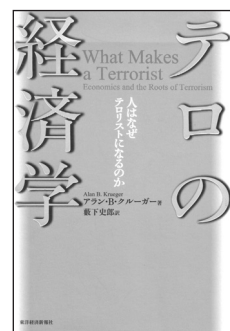
冷戦が終結しグローバル化が進むなかで、世界の至る所で地域紛争や国内紛争が勃発する一方、テロによる攻撃によって市民生活が脅かされている。2001年9月11日のアメリカ同時多発テロは、その象徴的な惨劇として多くの人の記憶に深く刻み込まれた。やり場のない怒りと将来に対する不安。なぜテロは起こるのか。これはいまを生きるわたしたちが共通して抱く疑問である。今回採り上げるのは、What Makes a Terrorist、副題はEconomics and the Roots of Terrorismという書籍である。日本語では『テロの経済学』という不気味なタイトルが付けられた。しかし、内容はいたって学術的なものである。それもそのはず、著者のアラン・B・クルーガーは労働経済学や教育経済学の専門家で、プリンストン大学で教鞭をとるアメリカを代表する経済学者のひとりである。本書は、London School of Economics and Political Science（通称LSE）のLionel Robbins Lecturesとして用意された3回分の講義をまとめたものである。9.11テロ以降、アメリカの経済学の分野でも多くの学会誌がテロリズムに関する特集を組んだが、本書もアメリカ経済学会の機関誌のひとつJournal of Economic Perspectivesに発表した論文をベースに、その内容をさらに含ませたものになっている。

クルーガーは、テロを社会的あるいは政治的な歪みから生ずる社会現象とみなし、それぞれのテロ事件の性格から類型化を施すことによってテロの原因を探っていくという、しばしば政治学の教科書などに見られるような方法はとらない。彼は労働経済学や教育経済学を専門とする経済学者らしく、テロリストになるのは個人の合理的選択の結果であるということを前提に、個人データや集計されたデータをベースに何がテロリストに向かわせるのかという問題に対して、ミクロレベル（個人レベルといってもよい）あるいはマクロレベルでの実証的な分析を丹念に試みている。もちろん、テロといってもさまざまなカタチがあって、しかもテロの定義そのものが曖昧であるため、その類型化を図ることによってテ

ロの原因を探ろうとするのもひとつの方法であろう。しかし、労働や教育などの分野もそうであるが、テロという社会問題に対して主観的な意見が述べられることはあっても、なかなか客観的な域にまで到達することは難しい。クルーガーは、応用計量経済学者としての本領を十二分に発揮し、できるだけ信頼できるデータに基づいてさまざまな工夫を凝らしながら客観的な分析を行っている。

クルーガーによれば、テロリストの多くが十分な教育を受けており、裕福な家庭の出であるという。彼らは高所得を得ており、所得が高いものほど投票行動という政治プロセスを通じて、自分たちの考え方を政治に反映させようとする。そもそも所得の低い人は政治に参加する余裕すらない。また、市民的自由と政治的権利が抑圧されていればいるほどテロに走りやすいともいう。9.11テロの後、ブッシュ大統領をはじめ多くの指導者の発言などに見られたように、一般にはテロリストは貧困などの経済環境や教育の欠如から生まれると思われがちである。しかし、それらが人をテロリストに走らせる直接的な原因となっているのではない、そうクルーガーはいう。

こうしたメッセージがすべて客観的に裏打ちされているところに本書の魅力がある。もちろん、テロの問題を経済学的な視点から実証的な分析を行うことに疑問をもつ向きもあろう。しかし、どうやら経済学者は社会現象に対して、できるだけ客観的な裏付けを提示したいという願望に駆られる人種らしい。対象がテロに限らず、結婚や犯罪などであったとしても、である。経済学の面白さを知るうえでも是非お勧めしたい一冊である。



アジア太平洋研究センター 招聘外国人研究員 募集！

2009年12月7日(月) 締め切り

CAPSでは、来年度の招聘外国人研究員を募集いたします。詳細は内線 3549 まで。

便宜供与

- ① 滞在期間：A コースは1～2ヶ月程度、B コースは1～3ヶ月程度
- ② 宿 舎：国際交流開館を無料提供（A、B コース共通）
- ③ 交 通 費：A コースのみエコノミー割引航空運賃支給
- ④ 謝 礼：右（「責務」の項）の①～③に対し謝礼支払い

責務

- ① 研究会発表（A、B コース共通）
- ② ニュースレター原稿執筆（A、B コース共通）
- ③ センター紀要に寄稿（A コース）

東 大作『平和構築——アフガン、東ティモールの現場から』（2009年6月19日、岩波書店）

CAPS 主任研究員 愛甲 雄一

平和構築 (Peace Building) —— 「紛争後の地域において統治機構の再建を支援し、紛争の再発を防ぎ、平和を定着化させる活動」と一般には定義される——という言葉が人口に膾炙するようになったのは1992年、国連事務総長であったブトロス・ガリ氏がレポート『平和への課題』の中で使用したことを嚆矢とする。その後日本でも学界やジャーナリズムの世界でこの言葉は徐々に定着してゆき、特に2000年以降は、この言葉を冠した書物が続々と著されている。本書もまた、このような流れの中に生まれた1冊である。

平和構築に関する簡潔な解説(第2章)と並んで本書を特徴づけているのは、著者の東氏がアフガニスタン・東ティモールといった平和構築の現場を実際に訪れ、そこでの様子をかなり詳細に伝えている点(第1、3～6章)にある。その現地調査を通じて著者は、平和構築プロセスが崩壊してしまうケースにおける、その一般的原因を探究しようとしている。その際特に注目されているのが、いわゆる「正統性 (legitimacy)」の問題である。平和構築を推進する主体やその活動は、果たして紛争当事者や現地民たちから「正統」なものと見なされているのだろうか。著者はこの点こそを、平和構築プロセスが成功裏に進むか否かの決定的な分岐点と考えている。

こうした著者の関心の背後にあるのは、米ブッシュ前政権によって推進されたいわゆる「単独行動主義」のその後、である。イラクやアフガニスタンではアメリカ主導の「平和構築活動」が行き詰まりを見せているが、それはなぜなのか。その原因を著者は、アフガニスタンと東ティモールでの調査結果を比較した上で、平和構築活動およびその主体の「正統性」が現地民たちに広く認められていない点に求めている。さらに著者は、国連およびその平和構築活動はこの点で相対的に優位な立場にある、とも主張する。もちろん国連の関与それ自体が、紛争後の平和構築プロセスを必ずしも成功へと導くわけではない。しかし国連はそれが有する一定の「普遍性」のために現地民から「正統」とのお墨付きを与えられ易く、したがってその平和構築活動も比較的順調に推移する、という。こうした本書の指摘は「介入」後のあるべき平和構築の枠組みを考える上で、実に示唆に富む点であると言える。

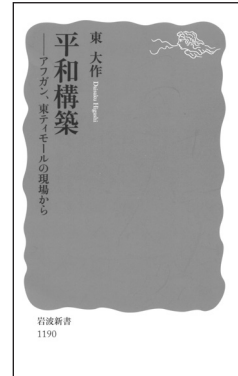
著者の関心は当然ながら、この平和構築活動において日本が果たし得る役割にも向けられている(第7章)。著者は1992年に成立した「国際平和協力法」に基づく自衛隊その他の海外における国連PKO活動を高く評価しており、ここで9条の問題に触れら

れない点はやや拍子抜けではあるが、しかし現行憲法のままで、自衛隊員・文民警官などが非軍事面での平和構築活動により一層関与すべき、と考えている。そしてそのための方策として、特にJICA(国際協力機構)のような(準政府)機関を通じて、平和構築のための専門家を今後より多く養成し派遣していくべきだ、とも訴えている。

以上のような内容を持つ本書は、平和構築問題への入門書として極めて優れた作品である。したがって特に学生や一般の方々には、本書の一読を薦めたいと思う。

しかし本書における著者の主張に関し、疑問に感じられる点がなかったわけではない。それについて、以下の一点のみに触れておくことにしよう。上述したような提言を著者が日本に対し行うその背景には、平和構築に対し熱心に活動する存在として、日本国が世界から尊敬を受ける国になって欲しい、との願いがあるようである(p.237)。そしておそらくこの願いは、「良心的」日本国民の多くが共有できるものかもしれない。しかしこうした一見極めて真っ当な「願い」の背後には、実はある種の危うさが潜んでいる。というのも、日本「国」が尊敬を受けられるように、との願いは得てして(特にこの国では)ナショナリスティックな言説や行為に回収されやすく、しかも専ら政府主導で事が推し進められたりするからだ(本書における著者の提言も、政府に新たな対応を求めるものがほとんどである)。日本に住む多くの個々人が平和構築の問題に様々な形で関心を持ち、時には個人レベルで、時にはNGOを通じて、そして時には国家機関・国際機関を介して、直接・間接的な形でそれに幅広く関与するという状況が広がり、その結果として日本という「国」が尊敬を受けるといえるのであれば、それは咎めるべき筋合いのものではないだろう。しかしそれが言わば「上から」、しかもナショナルな誇りを満足させんとして進められてしまう時、この「良心的な」願いはある種の危険な落とし穴に陥りはしまいか。

平和構築について関心を持たれる方々には本書や類書を紐解かれた上で、是非こうした評者の危惧についても考えを深めていただきたい。



センター活動報告 (2009.6.16~9.15)

- ◇6月20日(土)「社会的不平等の調査研究」プロジェクト研究会開催、11:00-17:00
 テーマ: 本年度実施を予定している調査の詳細および質問紙の内容の検討
 報告者: 成蹊大学文学部准教授・小林 盾
 場 所: アジア太平洋研究センター会議室
 出席者: 8名
- ◇6月26日(金)連続映画上映会「アジア太平洋の世界」第1回上映会開催、16:30-19:00
 上映作: 『アルナの子どもたち—パレスチナ難民キャンプでの生と死』(2004年、イスラエル)
 講 師: 成蹊大学非常勤講師・田浪 亜央江
 場 所: 8号館201教室
 参加者: 約210名
- ◇7月11日(土)「アジア・政治・アート」プロジェクト成果報告会開催、14:00-18:30
 テーマ: 『残傷の音—「アジア・政治・アート」の未来へ』出版記念、DVD上映会・合評会
 司 会: 成蹊大学法学部教授・李 静和
 発話者: 新城 郁夫(琉球大学)・上間 かな恵(佐喜真美術館)・岡本 由希子(編集者)・山城 知佳子(アーティスト)・金 恵信(学習院大学)・矢野 久美子(フェリス学院大学)・レベッカ・ジェニスン(京都精華大学)
 場 所: 8号館603教室
 出席者: 約30名
- ◇7月16日(木)連続映画上映会「アジア太平洋の世界」第2回上映会開催、16:30-19:00
 上映作: 『100人の子どもたちが列車を待っている』(1988年、チリ)
 講 師: 成蹊大学文学部教授・細谷 広美
 場 所: 4号館ホール(101教室)
 参加者: 約50名
- ◇7月25日(土)「社会的不平等の調査研究」プロジェクト国内出張(7月28日まで)
 出張者: 成蹊大学アジア太平洋研究センター特別研究員・相澤 真一
 出張地: 北海道大学札幌キャンパス
 目 的: 北海道大学で行われた社会階層と社会移動調査研究会・教育班の会合に参加し発表を行うため
- ◇7月27日(月)「ロマン主義研究」プロジェクト研究会開催、18:00-20:00
 テーマ: ワーズワースの詩 Yew Tree について
 報告者: 成蹊大学法学部教授・山田 崇人
 場 所: アジア太平洋研究センター会議室
 出席者: 7名
- ◇7月28日(火)「アメリカと暴力」プロジェクト研究会開催、16:00-18:00
 テーマ: トラウマもしくは暴力の刻印について—その可塑性と治療
 報告者: 国立精神神経センター・金 吉晴
 場 所: 10号館第一中会議室
 出席者: 11名
- ◇8月4日(火)「国内避難民」パイロット・プロジェクト海外出張(8月12日まで)

- 出張者: 成蹊大学文学部准教授・墓田 桂
 出張地: スリランカ・コロンボ他
 目 的: スリランカにおける国内避難民問題の調査・研究
- ◇8月18日(火)P2P オーバレイ・ネットワーク研究プロジェクト海外出張(8月23日まで)
 出張者: 成蹊大学アジア太平洋研究センター特別研究員・楊 燕
 出張地: アメリカ・インディアナ大学—パデュー大学インディアナポリス校
 目 的: 国際会議 The 12th International Conference on Network-Based Information Systems NBIS 2009 に出席し、研究発表を行うため
- ◇8月24日(月)「ウォールデン七十二候の作成」パイロット・プロジェクト海外出張(9月3日まで)
 出張者: 成蹊大学経済学部教授・近藤 正
 出張地: アメリカ・ボストン
 目 的: ヘンリー・D・ソーロ七十二候に関する資料収集のため
- ◇9月15日(火)「アメリカと暴力」プロジェクト研究会開催、14:00-17:00
 テーマ1: *McTeague*における住居と時間—トリナ殺害をめぐる
 報告者1: 成蹊大学大学院文学研究科博士後期課程・高瀬 裕子
 テーマ2: 不正の記憶—チャールズ・W・チェスナットの『伝統の随』における白人優越主義と男性中心主義
 報告者2: 成蹊大学文学部准教授・権田 建二
 場 所: 10号館第二中会議室
 出席者: 8名

センター招聘外国人研究員

- ◇7月29日(水)中国社会科学院より、孫歌教授が「デモクラシーとナショナリズム」に関する研究のため来日(8月3日まで滞在)
- ◇8月26日(火) Urs Matthias Zachmann 博士(Ludwig-Maximilians-Universität, München)が「日本戦間期・戦後期における戦争、自衛、紛争解決についての国際法思想の形成と発展、1919年~1960年」に関する研究のため来日(9月25日まで滞在)

CAPS Newsletter No.104

2009年10月15日発行

編集発行: 成蹊大学アジア太平洋研究センター

〒180-8633 武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

☎ 0422-37-3549 (ダイヤルイン)

FAX 0422-37-3866

E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Web: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/>